

2018年12月21日 全11頁

# 2019年度税制改正大綱（証券・金融税制）

## NISAの利便性向上、住宅ローン減税の拡充など

金融調査部 研究員  
是枝 俊悟

### [要約]

- 自由民主党・公明党は、2018年12月14日、「平成31年度税制改正大綱」（以下、大綱）を公表した。本レポートでは、大綱のうち証券・金融税制について解説する。
- NISAは、一時的な海外赴任等の際に非課税口座を継続利用できるようにすること、口座開設年齢について一般NISA・つみたてNISAは20歳以上から18歳以上に、ジュニアNISAは20歳未満から18歳未満にそれぞれ引き下げるなどの改正を行うとした。
- 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度は、節税目的の利用を防止する改正等を行った上で、適用期限を2年延長するとした。住宅ローン減税は、消費税率10%引上げ後に、税額控除期間を現行の10年から13年に拡充するとした。
- 2018年の年初に政府・与党内で検討されていると報道されていた、金融所得に係る税率の引上げは、大綱には盛り込まれなかった。

### [目次]

1. 改正概要	2 ページ
2. NISAの利便性向上	3 ページ
3. 一括贈与非課税制度（教育資金、結婚・子育て）の改正	5 ページ
4. 住宅ローン減税の拡充	7 ページ
5. 納税環境の整備（マイナンバー・確定申告添付書類）	8 ページ
6. 今後の検討事項	9 ページ

## 1. 改正概要

自由民主党・公明党は、2018年12月14日、「平成31年度税制改正大綱」（以下、大綱）<sup>1</sup>を公表し、2019年度税制改正の大枠が固まった。

今後、2019年の通常国会に大綱をもとにした税制改正法案が提出され、年度内に法案成立となる見込みである。現在は衆議院・参議院ともに与党が過半数を占めているため、大綱に記載された内容はほぼそのまま実施されるものと考えてよいだろう。

大綱に盛り込まれた改正案の項目は次の図表1の通りである。なお、金融庁が要望していた「NISAの恒久化」や「上場株式等の相続税評価の見直し」は、実現すれば個人投資家の資産運用への影響も大きかったが、大綱には盛り込まれなかった。

図表1 平成31年度税制改正大綱による証券・金融税制に係る改正案の概要

No.	個人	法人	項目	概要	施行日
1	○	—	NISA	海外赴任時のNISA継続利用	大綱には記載なし
2	○	—		成年年齢引下げに伴う利用可能年齢の変更	2023年1月1日以後の口座開設から適用（経過措置あり）
3	○	—		ロールオーバー移管依頼書の手続き簡素化	大綱には記載なし
4	○	—		勘定切り替え手続きの簡素化	大綱には記載なし
5	○	—	一括贈与非課税制度の改正	教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度につき、受贈者の所得制限を加えるなどの改正を行ったうえで、適用期限を2年延長する	2年延長 (2021年3月31日まで贈与可能)
6	○	—	住宅ローン減税の拡充	消費税率10%を適用して住宅等を取得した場合、住宅ローン減税の控除期間を現行の10年から13年に拡充	2019年10月1日から2020年12月31日の入居につき拡充
7	○	—	納税環境整備	既存口座のマイナンバー告知猶予期間の延長	3年延長 (2022年1月1日以後最初に配当等を受け取るまで猶予可能)
8	○	—	確定申告添付書類の簡素化	特定口座年間取引報告書、上場株式配当等の支払通知書などにつき、確定申告書への添付が不要となる	2019年4月1日以後に提出する確定申告書等から適用
9	○	—	仮想通貨	個人の所得計算の整備	大綱には記載なし
10	—	○		法人の時価課税実施	2019年4月1日以後開始事業年度から適用（経過措置あり）
11	○	○	投資信託等の内外二重課税の調整の円滑な実施	2020年1月から施行される投資信託等の内外二重課税の調整時の計算方法につき、分配金のうち元本払戻金（特別分配金）分について二重課税の調整対象としない等の整備を行う	2020年1月1日以後支払われる配当等から適用
12	○	—	特定口座に受け入れられる上場株式等の追加	事後交付型の株式報酬につき、特定口座に受け入れることを可能にする	大綱には記載なし
13	○	—	税制適格ストックオプションの対象者の拡充	中小企業等経営強化法の認定を受けた場合、取締役及び使用人等以外の者に税制適格ストックオプションを付与することが可能となる	大綱には記載なし
14	—	—	Jリート等の不動産取得税等の特例措置の延長	Jリート・SPC等が取得する不動産に係る登録免許税・不動産取得税の特例措置を2年延長	2年延長 (2021年3月31日まで適用)
15	外国金融機関等	—	債券現先取引の利子非課税措置の延長・拡充	外国ファンド等が国内金融機関と行う債券現先取引の利子非課税措置につき、対象となる債券に一定の外国債を加えたうえで適用期限を2年延長	2年延長 (2021年3月31日まで適用)
16		—	日本版スクークの非課税措置の延長	非居住者・外国法人が受ける社債的受益権の配当等の非課税措置の適用期限を3年延長する	3年延長 (2022年3月31日まで適用)
17		—	日本版レベニュー債の非課税措置の廃止	非居住者・外国法人が受ける利益連動債の利子等の非課税措置を適用期限をもって廃止する	2019年3月31日の期限をもって廃止

(注)個人欄の○は個人投資家に直接影響のある改正、法人欄の○は法人投資家に直接影響のある改正を意味する。  
(出所)自由民主党・公明党「平成31年度税制改正大綱」(平成30年12月14日)をもとに大和総研作成

<sup>1</sup> <https://www.jimin.jp/news/policy/138664.html>

## 2. NISA の利便性向上

### (1) 海外赴任時の NISA 継続利用

現行法令では、NISA（一般 NISA、つみたて NISA、ジュニア NISA）は国内居住者<sup>2</sup>のための少額投資非課税制度であるため、日本人であっても海外に居住している者は NISA を利用することはできない。

このため、NISA を利用している投資家が出国し非居住者となる場合、出国までに口座を開いている金融機関に出国届出書等を提出し、非課税口座を廃止しなければならない（非課税口座で購入していた上場株式等は課税口座に払い出さなければならない）。そこで、金融庁は「NISA 口座保有者が、海外転勤等により一時的に出国する場合など、日本を離れている間であっても引き続き NISA 口座を利用できるようにすること」（金融庁要望<sup>3</sup>）を要望していた。

大綱では、一般 NISA または「つみたて NISA」の非課税口座を有する投資家が海外赴任等により一時的に非居住者となる場合、出国日の前日までに金融機関に「継続適用届出書」を提出すれば、最長 6 年間（届出書提出日の 5 年後の 12 月 31 日まで）、当該投資家を国内居住者とみなし非課税口座を継続利用できるとした。

ただし、出国中は非課税口座に上場株式等を受け入れることはできないものとされており、新規購入だけでなくロールオーバーや株式分割等のコーポレートアクション発生時の受け入れもできないものと考えられる。帰国した際に金融機関に「帰国届出書」を提出すれば、再び非課税口座への上場株式等の受け入れが可能になるものと考えられる。

個人投資家<sup>4</sup>より「つみたて NISA の 20 年という長い非課税期間であれば、現代の会社員であれば、海外赴任になることが高確率で起こる」として、「海外赴任の際にも、現行 NISA<sup>5</sup>、つみたて NISA の口座を維持できるようにしてほしい」という要望が挙がっており、大綱による改正は個人投資家の要望が実現したものとも言える。

なお、大綱による改正が行われても、一般 NISA・つみたて NISA は、あくまで日本国内において上場株式等の配当等や譲渡益に税を課さないということにすぎない<sup>6</sup>。海外赴任者は赴任先の国の税制において、上場株式等の配当等や譲渡所得に課税される可能性がある。

大綱ではジュニア NISA について出国中の未成年者口座の継続利用を認めるとは記載しておらず、ジュニア NISA については従来通り、（払い出し制限の適用期間中は）出国時に未成年者口座

<sup>2</sup> ただし、非居住者であっても国内に恒久的施設（PE）を有する者は NISA を利用できる。本レポートでは、以後、非居住者は国内に恒久的施設を有しないものとして扱う。

<sup>3</sup> 金融庁「平成 31 年度 税制改正要望項目」（平成 30 年 8 月）。

<https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/180831.pdf>

<sup>4</sup> 金融庁「個人投資家からの税制改正要望 BEST5」（2017 年 9 月 10 日開催「つみたて NISA フェスティバル 2017」の資料）

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20170614-2/16.pdf>

<sup>5</sup> 原文ママ。一般 NISA と同義。

<sup>6</sup> そもそも日本の所得税法では、非居住者に対して原則として上場株式等の譲渡所得等に所得税を課していない。このため、大綱による制度改正は、出国中の者につき非課税口座内の配当等に限って非課税措置を講じるものと考えられる。

から課税未成年者口座に上場株式等を移管する必要があるものと考えられる。

海外赴任時の NISA 継続利用の施行日は、大綱には記載されていない。

## (2) 成年年齢引下げに伴う利用可能年齢の変更

大綱では、民法における成年年齢が引下げられることに伴い、一般 NISA および「つみたて NISA」の口座開設が可能な年齢を 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げ、ジュニア NISA の口座開設が可能な年齢を 20 歳未満から 18 歳未満に引下げるとした。

施行日は、**2023 年 1 月 1 日以後**に開設される非課税口座および未成年者口座から適用するとともに、所要の経過措置を講ずるとしている。

ジュニア NISA においては、18 歳に達する年度の 12 月 31 日までの払出し制限があるが、払い出し制限解除の時期については大綱には記載はなく、現状から変更はないものと考えられる。

## (3) ロールオーバー移管依頼書の手続き簡素化

大綱には、ロールオーバー移管依頼書の手続きの簡素化が盛り込まれた。

現行法令上、一般 NISA・ジュニア NISA においてロールオーバーを行う際には、移管依頼書<sup>7</sup>を提出する必要があるが、これは原則書面で提出する必要があり、web 上（電磁的方法）で提出する場合にはマイナンバーカード（または住基カード、以下同じ）内に格納された電子証明書を用いた公的個人認証による本人確認が必要がある。

大綱では、web 上（電磁的方法）で移管依頼書を提出する場合の本人確認方法につき、氏名、生年月日および住所の記載のある住所等確認書類を提示する方法を加えるとしている。これにより、投資家から金融機関へのロールオーバーの指示が容易になるものと考えられる。

ロールオーバー移管依頼書の手続き簡素化の施行日は、大綱には記載されていない。

## (4) 一般 NISA とつみたて NISA の切り替え手続き簡素化

大綱には、一般 NISA と「つみたて NISA」の切り替え手続きの簡素化が盛り込まれた。

現行法令上、一般 NISA を利用する投資家が「つみたて NISA」を利用するよう切り替える場合（勘定変更）には、「非課税口座異動届出書」を提出することとなっているが、その非課税口座異動届出書は、投資家が切り替えを希望する年の前年末までに提出しなければならないと規定されている（「つみたて NISA」の利用者が一般 NISA を利用するよう切り替える場合も同様である）。

もっとも、一般 NISA または「つみたて NISA」について、その年において一度も買付を行って

<sup>7</sup> 非課税期間の満了時に一般口座への移管を依頼する場合の移管依頼書も同様である。なお、つみたて NISA においてはそもそもロールオーバーができない。

いない場合は、「金融商品取引業者等変更届出書」を用いて、取扱金融機関を変更することは認められており、当該金融機関を変更する際に利用する際に勘定変更することも認められている。

このため、(取扱金融機関を変更せずに) 当年中に勘定変更をしたい投資家については、実務上、「金融商品取引業者等変更届出書」を用いた切り替え手続きが行われている。ただし、現行の「金融商品取引業者等変更届出書」を用いた勘定変更の場合、税務署による確認が必要となり、一定期間を要する場合がある。大綱による改正により、「非課税口座異動届出書」によって当年中の勘定変更が認められることになれば、勘定変更に要する期間の短縮化が期待できる。

一般NISA とつみたてNISA の切り替え手続き簡素化の施行日は、大綱には記載されていない。

### 3. 一括贈与非課税制度（教育資金、結婚・子育て）の改正

大綱では、教育資金と結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度について、「導入当初と比べて新規契約数が大幅に減少している」とこと「格差の固定化につながらないように、機会の平等の確保に留意した見直しが必要との指摘」があること等を踏まえ、所要の見直しを行った上で適用期限を2年間延長し、2021年3月31日の贈与まで適用するとした。

具体的な改正内容は、次の図表2の通りである。

図表2 平成31年度税制改正大綱による直系尊属からの贈与の非課税制度の改正案

	教育資金		結婚・子育て資金		(参考) 住宅取得等資金	
	現行制度	改正案	現行制度	改正案		
贈与者	受贈者の直系尊属(所得制限なし)					
受贈者	年齢	30歳未満		20歳以上50歳未満	20歳以上	
	所得制限	なし	贈与前年の所得 1,000万円以下	なし	贈与前年の所得 1,000万円以下	贈与した年の所得 2,000万円以下
贈与できる期間	2019年3月31日 まで	2021年3月31日 まで(2年延長)	2019年3月31日 まで	2021年3月31日 まで(2年延長)	2021年12月31日 まで	
非課税が適用される 贈与の上限金額	1,500万円 (ただし、下記②・③への利用は 500万円以内)		1,000万円 (ただし、下記①への利用は 300万円以内)		時期・住宅の種類 等により異なる (最大3,000万円)	
贈与の方法	贈与された資金を金融機関の専用口座で管理する					
用途	①学校等に直接支払う授業料等 ②学校等以外に支払う習い事の月謝等 ③学校等の活動に必要な費用で学校等以外に支払うもの	23歳以後、左記の②は職業訓練に該当するものを除き、認められない		①結婚に関する費用 ②妊娠に関する費用 ③出産に関する費用 ④子育て(小学校就学前)に関する費用	住宅取得等資金	
資金用途の確認方法	領収書等を金融機関に提出					贈与税の申告書等を税務署に提出
贈与された資金を使用できる期間	受贈者が30歳に達するまで	30歳到達時に学校等在学か職業訓練受講中の場合、最長40歳まで延長可		受贈者が50歳に達するまで	贈与された年の翌年3月15日まで	
贈与後に贈与者が死亡した場合	相続財産に持ち戻さない	贈与後3年以内に贈与者が死亡し、かつ受贈者が23歳以上等の条件を満たす場合は残額を相続財産に持ち戻す		贈与後の贈与者死亡までの経過期間にかかわらず、残額を相続財産に持ち戻す	相続財産に持ち戻さない	

(出所) 法令、自由民主党・公明党「平成31年度税制改正大綱」(平成30年12月14日)をもとに大和総研作成

受贈者の所得制限、教育資金の用途制限、贈与者死亡時の持ち戻しの3点は、節税目的での制度利用を防止する改正と考えられる。教育資金使用期間の延長については、リカレント教育にも対応できるようにする改正と考えられる。

### 受贈者の所得制限

大綱は、教育資金と結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度における、2019年4月1日以後の贈与につき、受贈者（贈与者の子や孫など）について贈与前年の合計所得金額が1,000万円以下であることを条件に加えるとした。

### 教育資金の用途制限

教育資金の一括贈与非課税制度における教育資金の範囲について、現行制度では①学校等に直接支払う授業料等、②学校等以外に支払う習い事の月謝等、③学校等の活動に必要な費用で学校等以外に支払うもの、の3種類が認められている。

大綱では、教育資金の一括贈与非課税制度において、2019年7月1日以後に支払われる教育資金から、23歳に達した日の翌日以後、上記のうち②学校等以外に支払う習い事の月謝等について、用途の対象から除外するとしている。ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は除外しないとしている。

### 教育資金使用期間の延長

教育資金の一括贈与非課税制度は、現行では受贈者が30歳に達するまでに教育資金を利用しなければならず、受贈者が30歳に達すると教育資金管理契約が終了し、残額に贈与税が課される。

大綱では、2019年7月1日以後に受贈者が30歳に達する場合について、受贈者が30歳到達後も学校等に在学している場合か教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は、そのいずれかの状態が継続している限り、最長で受贈者が40歳に達するまで教育資金を使用できる期間が継続されるとしている。これにより、教育資金管理契約は最長で40年間継続することとなる。

### 贈与者死亡時の持ち戻し

教育資金の一括贈与非課税制度は、現行では贈与後に贈与者が死亡しても相続財産に持ち戻さない。

大綱では、2019年4月1日以後の贈与につき同日以後に贈与者が死亡した場合について、贈与から贈与者の死亡まで3年以内で、かつ、贈与者死亡時に受贈者が以下のいずれにも該当しな

い場合は、相続財産に持ち戻すとしている。

- ①当該受贈者が23歳未満である場合
- ②当該受贈者が学校等に在学している場合
- ③当該受贈者が教育訓練給付金の対象となる教育訓練を受講している場合

#### 4. 住宅ローン減税の拡充

大綱では、2019年10月に予定されている消費税率の8%から10%への引上げに際し、「予算・税制の両面からの支援により、税率引上げ後における購入も十分魅力的なものとするとの考え方の下、自動車と住宅に対する税制上の支援策を講ずる」とした。

大綱による住宅ローン減税の改正案の概要は次の図表3の通りである。

図表3 平成31年度税制改正大綱による住宅ローン減税の改正案

		一般住宅		認定住宅	
		現行	改正案	現行	改正案
適用条件	入居の時期	2014年4月～ 2021年12月	2019年10月～ 2020年12月	2014年4月～ 2021年12月	2019年10月～ 2020年12月
	住宅等に係る消費税率	8%または 10%(注1)	10%	8%または 10%(注1)	10%
税額控除の概要	税額控除期間 (入居した年から)	10年間	13年間	10年間	13年間
	控除対象となる 住宅ローン残高の上限	4,000万円		5,000万円	
	控除率	1%			
	1年あたりの 最大税額控除額(注2)	40万円	40万円 (11～13年目は 約26.67万円)	50万円	50万円 (11～13年目は 約33.33万円)
	累計の 最大税額控除額	400万円	480万円	500万円	600万円

(注1) 消費税率5%または非課税で住宅等を取得した場合は、控除対象となる住宅ローン残高の上限等が異なる。

(注2) 各年の税額控除額は、原則として各年末の住宅ローン残高(ただし上限の範囲内)に控除率(1%)を乗じた金額となる。ただし、改正案においては、11～13年目の税額控除額は、住宅ローン残高に基づく税額控除額と住宅取得等に支払った消費税率2%分相当額の1/3のいずれか少ない方が控除上限。

(注3) 2019年10月～2020年12月の入居であっても消費税率8%で住宅を取得した場合や、2021年の入居の場合は、現行の住宅ローン減税が適用されるものと考えられる。

(出所) 法令、自由民主党・公明党「平成31年度税制改正大綱」(平成30年12月14日)をもとに大和総研作成

大綱では、消費税率10%が適用されて住宅を取得し、2019年10月1日から2020年12月31日までに入居した場合、住宅ローン減税の税額控除期間を現行の10年間から13年間に拡充するとした。

入居した年から1年目から10年目までの1年あたりの税額控除額は現行制度のまま変えず、11年目から13年目については、「住宅ローン残高に基づく現行の税額控除額」と「住宅取得の

際に支払った消費税率 2%相当分の 1/3」のいずれか少ない方を控除できるとした。

住宅取得の際に支払った消費税率 2%相当分は、次のように計算する。

一般住宅の場合	[住宅(建物部分)の税抜き金額] (4,000 万円を限度) × 2%
認定住宅の場合	[住宅(建物部分)の税抜き金額] (5,000 万円を限度) × 2%

11 年目から 13 年目の 1 年あたりの最大税額控除額は上記の 1/3 であるため、一般住宅の場合約 26.67 万円、認定住宅の場合約 33.33 万円となる。全期間を通じた累計最大税額控除額は、一般住宅の場合、現行の 400 万円から 480 万円、認定住宅の場合、現行の 500 万円から 600 万円にそれぞれ拡大されることとなる。

大綱による改正が行われると、消費税率 10%への引上げ後に住宅を取得した人のうち、税額控除額を全額所得税（または住民税）から控除しきれぬ人の大部分は、消費税率の 2%引上げ分と同額だけ（消費税率引上げ前に住宅を取得するよりも）税額控除額が増加するものと考えられる<sup>8</sup>。

なお、所得税額や住民税額が少なく税額控除の効果が限定的になる人に対しては、「すまい給付金」の給付が行われる。すまい給付金の給付額は、消費税率 10%への引上げ後に最大 30 万円から最大 50 万円に拡充され、給付対象者の年収上限も引上げられることが既に決定している。

これらにより、消費税率の 8%から 10%への引上げ前後における住宅取得に係る税負担には大部分のケースで大きな差は生じず、需要の平準化が図られるものと考えられる。

## 5. 納税環境の整備（マイナンバー・確定申告添付書類）

### （1）既存口座のマイナンバー告知猶予期間の延長

現行法令ではマイナンバー法の施行後の 2016 年 1 月 1 日以後の証券口座の開設時には金融機関へのマイナンバーの告知が必須とされている。マイナンバー法の施行前の 2015 年 12 月 31 日までに開設された証券口座（以下、既存口座）については 3 年間の猶予期間が与えられ、2019 年 1 月 1 日以後最初に利子、配当、譲渡代金等を受け取る日までにマイナンバーを告知する必要がある。

大綱では、既存口座にかかるマイナンバーの告知猶予期間について 3 年間延長するとした。これにより、2022 年 1 月 1 日以後最初に利子、配当、譲渡代金等を受け取る日までマイナンバー告知を猶予されることが可能となる。

現行法ではマイナンバー告知が猶予されていることにより金融機関にマイナンバーを告知し

<sup>8</sup> 入居から 11 年目～13 年目の各年末時点における住宅ローン残高が、購入時の建物分価格の 2/3 未満まで減っている場合は、「住宅取得の際に支払った消費税率 2%相当分の 1/3」より「住宅ローン残高に基づく現行の税額控除額」が少なくなるため、消費税率の 2%引上げ分より税額控除額の増加分のほうが少なくなる。

ていない者に係る支払調書等については、マイナンバーを記載しないものとされており、この取り扱いも3年延長されるものと考えられる。

他方、大綱では、マイナンバー法の改正を前提に、金融機関が番号未告知者のマイナンバーを振替機関から提供を受けて確認したときは、その番号未告知者がその金融機関等にマイナンバーの告知をしたものとみなし、その番号未告知者に支払う配当等に係る支払調書等にマイナンバーを記載するとした。

### (2) 財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄の一部申告書のマイナンバー再記載不要

大綱では財形住宅貯蓄および財形年金貯蓄について、貸金支払者等の名称・所在地等に変更があった場合等における異動申告書について、既にマイナンバーを記載した異動申告書等を提出している場合、再度のマイナンバーの記載を不要とするとした。

### (3) 確定申告添付書類の簡素化

大綱には、確定申告添付書類の簡素化が盛り込まれた。具体的には、以下に掲げる書類について、現行法令では確定申告書等の提出時に添付または提示が求められているが、**2019年4月1日以後に提出する確定申告書等**につき添付または提示を不要としている。

- ①給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- ②オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ③配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ④上場株式配当等の支払通知書
- ⑤特定口座年間取引報告書
- ⑥未成年者口座等につき契約不履行等事由が生じた場合の報告書
- ⑦特定割引債の償還金の支払通知書
- ⑧相続財産に係る譲渡所得の課税の特例を適用する際の相続税額等を記載した書類

## 6. 今後の検討事項

### 金融所得課税の税率について

2018年の年初においては金融所得に係る現行の原則20%（住民税を含み、復興特別所得税を除く。以下同じ）の税率を25%に引上げるることについて、消費税の軽減税率実施のための財源確保の観点から政府や与党が検討している旨の報道もあったが、大綱には盛り込まれなかった。

消費税の軽減税率実施のための財源は、大綱にて「歳入面においては、平成30年度税制改正の個人所得課税の見直し及びたばこ税の見直し並びにインボイス制度の導入によるものとし、歳出面においては、総合合算制度の見送りに加えて、平成31年度予算編成過程において、これまでの社会保障の見直しの効果の一部の活用について検討することとする」とされ、一旦は決着し

たものと考えられる。

金融所得に対する課税のあり方についての検討方針については、2018年度の大綱と比べ「所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ」との文言が追加されている。この点については、現状においても過半数の納税者にとって金融所得に対する20%の税率は勤労所得に対する限界税率よりも重くなっていること<sup>9</sup>を考慮したものとも考えられる。

図表4 大綱における「金融所得に対する課税のあり方」の記載の変化

平成30年度税制改正大綱	平成31年度税制改正大綱
金融所得に対する課税のあり方については、家計の安定的な資産形成を支援するとともに税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。	(年金・退職金課税とあわせて、)金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援するとともに、 <u>所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ</u> 、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。

(注) 下線部およびカッコ内は筆者による。

(出所) 自由民主党・公明党「平成30年度税制改正大綱」(平成29年12月14日)・「平成31年度税制改正大綱」(平成30年12月14日)をもとに大和総研作成

## NISAの恒久化

金融庁は、2019年度の税制改正要望でNISAの恒久化、特につみたてNISAについて新規投資を行える期間の1年延長を要望していたが、大綱には盛り込まれなかった。

大綱には、「NISAについては、その政策目的や制度の利用状況を踏まえ、望ましいあり方を検討する」と記載されるに留まっている。

## 老後の生活等に備える資産形成等

老後の生活等に備える資産形成のための年金や退職金の課税のあり方については、これまでの年度の大綱でも拠出・運用・給付を通じた課税のあり方を検討するとされてきた。

2019年度の大綱ではこの考え方を踏襲した上で、「働き方の違い等によって税制による支援が異なること、各制度それぞれで非課税枠の限度額管理が行われていることといった課題がある」ことや、「人生100年時代」に向けて「どのようなライフコースを歩んだ場合でも老後に備える資産形成について公平に税制の適用を受けることができる制度のあり方を考える必要がある」と

<sup>9</sup> 詳細は、吉井一洋・是枝俊悟・金本悠希・小林章子「金融所得、税率引上げ検討？」(2018年3月2日発表、大和総研レポート)を参照。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20180302\\_012801.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20180302_012801.html)

の認識を示した。その上で、「関係する諸制度について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から、諸外国の制度も参考に、包括的な見直しを進める」とした。

2018年10月に開催された政府の税制調査会<sup>10</sup>においても、英国やカナダにおいて私的年金への拠出額を制度横断的に管理する仕組みや、米国において企業年金に加入している場合に所得に応じてIRA（個人退職勘定）の限度額が逡減・消失していく仕組み等と比較し、日本においても制度横断的な共通の私的年金等の拠出限度額を設ける必要性が議論された。

2019年には、政府の税制調査会に専門家会合を設置して更なる検討が行われる予定である。

### **相続税・贈与税のあり方**

大綱では、相続税・贈与税について、「諸外国の制度をみると、生前贈与と相続に対して遺産税もしくは相続税を一体的に課税することにより、資産移転の時期の選択に中立的な税制が構築されている例がある」とし、「今後、諸外国の制度のあり方も踏まえつつ、格差の固定化につながらないように、機会の平等の確保に留意しながら、資産移転の時期の選択に中立的な制度を構築する方向で検討を進める」とした。

教育資金と結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度については、適用期限を2年延長するとしたが、「次の適用期限の到来時に、その適用実態も検証した上で、両措置の必要性について改めて見直しを行うこととする」とした。

### **金融所得課税の一体化**

大綱では、デリバティブを含む金融所得課税の一体化（損益通算範囲の拡大）について、これまでの年度の大綱に引き続き、今後の検討事項としている。

【以上】

<sup>10</sup> 第19回 税制調査会（2018年10月23日）